

# ピックアップつちうら

出産・子育て応援事業を  
3月1日から開始します



問 出産・子育て応援給付金お問い合わせ窓口  
(こども政策課内 ☎826-1111 内線2284)

「土浦市出産・子育て応援事業」では、妊娠届出時から出産・子育ての見通しを立てるための面談を行い、必要な支援につなげる「**伴走型相談支援**」と、育児関連用品の購入や、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る「**経済的支援**」を、一体的に行っていきます。

※支援の内容について、詳しくはホームページをご覧ください。

## ● 伴走型相談支援

出産・子育ての過程で面談を行い、悩み・不安などへの相談を受け、必要なサービスや経済的支援の手続きの案内をします。

<面談を行うタイミング>

- ・妊娠届出(母子健康手帳交付)時\*
- ・妊娠8か月頃のアンケート実施時(希望者のみ)
- ・乳児家庭全戸訪問時(産後1～2か月ごろ)

※支所・出張所で妊娠届出をした方とは、日程調整のうえ、別日に面談を行います。

## ● 経済的支援

出産や子育てをする方の経済的な負担を軽くするため、「出産応援給付金」と「子育て応援給付金」の2つの給付金を、所得制限を設けずに現金で給付します。

### ① 出産応援給付金

支給額 妊婦1人あたり5万円

対象 令和4年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦

※死産・流産・人工妊娠中絶の方も対象となります。

手続き 手続き方法を記載した案内書を、下に示す時期にお渡しします。

妊娠届出をした時期	案内書のお渡し時期
令和4年4月1日～令和5年2月22日に届出	2月24日(金)発送
令和5年2月23日～28日に届出	3月上旬発送
令和5年3月1日以降に届出	届出した妊婦への面談時



※申請受付後、内容を審査のうえ、1か月程度で支給します。

### ② 子育て応援給付金

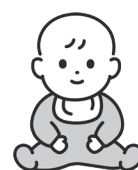
支給額 出生した子ども1人あたり5万円

対象 令和4年4月1日以降に出生した子どもの養育者

※お子さんが出生後に亡くなられた方も対象となります。手続き方法は、お問い合わせください。

手続き 手続き方法を記載した案内書を、下に示す時期にお渡しします。

出生届出をした時期	案内書のお渡し時期
令和5年2月22日までに届出	2月24日(金)発送
令和5年2月23日～28日に届出	3月上旬発送
令和5年3月1日以降に届出	乳児家庭全戸訪問の面談時



※申請受付後、内容を審査のうえ、1か月程度で支給します。

## 3月・4月は市民課の窓口が混雑します オンライン申請などをご利用ください

☎市民課(☎826-1111 内線2286)

住民票や印鑑登録証明書の取得、転出の届出などの手続きは、下の各種サービスや各支所・出張所を利用することで、本庁舎に来庁せずに行うことができますので、ぜひご利用ください。

### オンライン申請

#### ◆スマート申請

##### 可能な手続き

- ・住民票、印鑑登録証明書の取得
- ・転出の届出

##### 必要なもの

- ・専用アプリ「Graffer Identity」をインストールしたスマートフォン
- ・署名用電子証明書(英字を含む暗証番号が必要)を搭載したマイナンバーカード
- ・クレジットカード

手数料 1通につき300円

郵送料 請求する書類の枚数によって変動

※転出の届出には、各料金はかかりません。

※アプリの使い方など、詳しくはホームページをご覧ください。



#### ◆引越しワンストップサービス

##### 可能な手続き

- ・転出の届出

##### 必要なもの

利用者証明用電子証明書(数字4桁の暗証番号が必要)と、署名用電子証明書(英字を含む暗証番号が必要)を搭載したマイナンバーカード

手続き方法 マイナポータルから

※マイナポータルの使い方など、詳しくはホームページをご覧ください。



### コンビニ交付

#### 取得できる証明書

- ・住民票
- ・印鑑登録証明書
- ・課税・非課税証明書
- ・所得証明書

##### 必要なもの

利用者証明用電子証明書(数字4桁の暗証番号が必要)を搭載したマイナンバーカード

手数料 1通につき200円

※取得できる証明書は、最新のものに限りません。

※一部の証明書は、取得に条件があります。

詳しくはホームページをご覧ください。



### 住所異動の臨時窓口

平日に住所異動の手続きができない方のために、臨時窓口を開設します。ぜひご利用ください。

日時 3月26日(日)、4月2日(日)

午前8時30分～午後4時30分

場所 本庁舎1階 市民課休日窓口

※届出内容によっては、受け付けできない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。



### 支所・出張所一覧

各支所・出張所でも、各種手続きを行うことができます。なお、届出内容によっては、受け付けできない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**都和支所**

並木三丁目3-43  
☎821-1490

**南支所**

荒川沖西二丁目11-28  
☎841-0036

**上大津支所**

手野町1505-1  
☎828-1007

**新治支所**

藤沢990-1  
☎862-3515

**神立出張所**

神立町682-54  
(神立地区コミュニティセンター内)  
☎832-3292